

玉名市官民連携まちなか再生推進支援第2期業務委託
仕様書

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書（以下「仕様書」という。）は、玉名市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する「玉名市官民連携まちなか再生推進支援第2期業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとする。

(目的)

第2条 本市では、令和5年度にＪＲ玉名駅を中心とした都市機能が集積する市の中心部（まちなか）における、にぎわい創出や人口集積を目指し、エリア価値を高める持続可能なまちづくりを行うことを目的とした、「玉名市まちなか未来プロジェクト」（以下、「まちなかプロジェクト」という。）を立ち上げ、官民が連携したまちづくりを推進している。

令和6年度に民間主体の組織「玉名市まちなかプラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）を設立し、官と民による様々な取組を通して得られた意見を集約し、今後のまちづくりの方向性やまちなかエリアの未来ビジョンを示す「～玉名市まちなかランドデザイン～まちなか未来図」（以下、「まちなか未来図」という。）を作成した。（【図①】まちなか未来図を参照。）

令和7年度は、まちなか未来図を基に“いつ・どこで・だれが・何に取り組むのか”など事業の役割分担や優先度を記す「玉名市まちなか未来アクションプログラム（仮称）（以下、「アクションプログラム」という。）の策定」と「できる範囲の小さな活動から始めるまちづくりの実践」に官と民が連携して取り組んでいく。（【図②】まちなかプロジェクト組織体系図を参照。）

本業務は、まちなか未来図の合言葉である「みんなでつくろう！幸せ実感、大好き玉名」の実現に向け、まちづくりの実行計画である「アクションプログラムの策定」及び官民連携によるまちづくり活動を行う「プラットフォームなどの組成・管理・運営の支援」を行うものである。

(業務の区域)

第3条 JR玉名駅周辺（まちなかエリア）（【図③】位置図を参照。）

(業務委託期間)

第4条 委託契約締結の日から令和8年3月31日（木）までとする。

(準拠する法令)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に定める関連法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年法律第87号）
- (2) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号、最終改正：令和5年政令第280号）
- (3) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号、最終改正：令和5年国土交通省令第30号）
- (4) 玉名市公共工事業務委託契約約款（令和2年4月8日 告示第66号）
- (5) 玉名市財務規則（平成17年10月3日 規則第39号）
- (6) その他関係法令及び諸規則

(提出書類)

第6条 受託者は、本業務の実施に当たり、契約書等に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出し、委託者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等通知書（経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が指示する書類

(配置予定技術者)

第7条 本業務を担当する受託者の選任する配置予定技術者は、本業務の意図や目的を十分に理解した上で、「アクションプログラムの策定」及び官民連携したまちづくりの基礎となる「プラットフォームなどの組成、管理、運営支援」並びに本市が本業務とは別に第18条に記載する“まちなか魅力向上委員会”の組成・運営支援に向け協定を締結する予定である「地域活性化起業人」との連携」や「まちなか魅力向上委員会の自走できる組織への成長促進」を行うために必要となる高度な技術と十分な実務経験を有した技術者を配置するものとする。

(業務の遂行)

第8条 受託者は、委託者の意図を十分に理解し、業務工程表に沿って本業務を行い、委託者と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、委託者と協議し補充するものとする。

(資料貸与)

第9条 本業務実施に当たり、委託者が必要と認める資料等については受託者に貸与し、若しくは閲覧させるものとする。受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償し、若しくは修復しなければならない。

（打合せ協議）

第10条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。

2 前項の打合せ協議は、オンライン会議も可とする。

（提出書類）

第11条 請負者は、契約時又は完了時において、請負金額100万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完了時は契約後10日以内に、測量調査設計業務情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。

なお、提出期限の10日以内とは、土曜、日曜、祝祭日を含まない日数をいう。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第13条 受託者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害又は公衆に迷惑を生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を委託者に速やかに報告し、受託者の責任において処理解決するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。ただし、受託者の瑕疵が認められない場合は、この限りではない。

（成果品の帰属）

第14条 受託者は、本業務における成果品の全てを委託者に帰属するものであり、委託者の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

成果品のうち、受託者又は第三者に帰属する著作物については、委託者は非独占的使用権を有するものとする。

（検査及び瑕疵）

第15条 本業務委託成果の納品に当たって、受託者は次に定める事項に対応しなければならない。

- （1） 完了検査を受ける際は、事前に関係書類を提出の上、速やかに検査を受けること
- （2） 前号の検査に合格しない場合には、委託者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けなければならない。

(一括再委託の禁止)

第16条 受託者は、委託の履行に際し本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

また、契約書の各条項又は仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、再委託先がこれを遵守することに関して、受託者は一切の責任を負う。

(情報保護)

第17条 受託者は、本業務を履行する上で、委託者の情報資産を取り扱うことから、情報資産の漏えい対策を行わなければならない。

第2章 業務内容

(業務概要)

第18条 玉名市まちなか未来プロジェクトの推進を支援し、官民連携した持続可能なまちづくりを進める核として構築される、プラットフォーム（「玉名市まちなか未来デザイン協議会」及び「まちなか魅力向上委員会」）や行政内で組織した「玉名市まちなか未来プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクトチーム」という。）などの連携を図り、各組織の組成・管理・運営を支援し、官と民の関係者が幅広く参画する共創の場を構築する。

令和6年度に策定した玉名市のまちなかの未来ビジョン「まちなか未来図」を基に、今後まちなかエリアで行う予定である行政事業や官民連携で行う事業を集約し、「いつ・どこで・だれが・何に取り組むのか」など事業の役割分担や優先度を記し、成果指標による進捗管理を行い、活動のPDCAサイクルを展開するためにアクションプログラムを策定する。（【図④】まちなかプロジェクトの本年度のスケジュール案を参照。）

本業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の目的を把握し、業務に必要となる各種資料等の収集整理や本業務の契約締結までに行うプラットフォームの活動や行政内会議・ヒアリングなどの記録を整理し、業務全般の具体的な手法や工程をまとめた業務計画を作成する。

(2) アクションプログラムの作成

まちなか未来図に描いた将来像の実現に向け、まちなかエリアで行う官民それぞれが取り組む施策や取組を庁内各課及びまちなか魅力向上委員会へのヒアリングで収集する。

また、将来像の実現度合いを計測するため、市民アンケート調査を実施した上で、KGI、分野別KPI、施策別KPIといった指標を設定する。（KGI候補3案、KPI候補15案を想定。）

KPI等の達成のため、ヒアリング等で収集した施策や取組について時系列で整理する。そして、特に今後5年間程度で集中的に取り組むを行うリーディングプロジェクトのとりまとめを行う。

① 庁内各課及びまちなか魅力向上委員会ヒアリング

調査票を作成し、まちなか未来図に位置づけた方針を実現し、官民それぞれが取り組む各種事業の実施予定を収集し、取りまとめを行う。また、玉名市が事前に行っている庁内各課へのプレヒアリング結果のとりまとめを行う。

② アンケート調査

KGI及びKPI設定のための基礎調査として、まちなかの利用頻度や満足度に関する市民アンケート調査の質問項目の検討を行う。

市民アンケート調査の実施（調査対象：3,000人）及び回収されたアンケート調査の入力・集計・簡易報告書のとりまとめについては、本業務には含まない。ただし、今後の協議結果に応じて本業務の内容を変更し、追加して業務を行う可能性がある。この場合、変更した業務内容は変更契約の対象とする。

③ KGI及びKPIなどの設定

まちなか未来図のコンセプト、5つの基本方針に対応するKGI及び分野別KPI、施策別KPIなどの設定を行う。KGI及びKPIは定量的で計測可能な指標を設定する。このため、前述のアンケート調査のほか、既往調査や統計、もしくは容易に計測可能なものとする。受託者はKGI及び分野別KPIの検討を行い、施策別KPIは個別事業を実施する団体や各課で検討した成果のとりまとめを行う。

④ アクションプログラム作成

ヒアリング結果と概算事業費の事例収集結果を基に、短期：5年以内、中期：5年～10年、長期：10年以上の時系列に整理したアクションプログラムを作成する。作成の際は、ガントチャート形式で事業を整理し、関連する事業の依存関係を明確にすることで、事業の実施順位の調整が行えるよう配慮する。

(3) 各種会議運営支援

① プロジェクトチーム会議開催支援

庁内の実務担当者と、まちなか魅力向上委員会が共同でアクションプログラムを検討するため会議開催支援を行い、効果的に横断連携できるようにコーディネート支援する。

開催は年1回程度を想定している。

ア 議題整理

イ 運営支援：会議に必要な資料の作成、会議の運営に関する支援、議事概要の作成など。

② 玉名市まちなか未来デザイン協議会開催支援

玉名市まちなか未来デザイン協議会の運営支援を行い、アクションプログラムの審議が円滑に行えるよう支援する。開催は年3回程度を想定している。

ア 議題整理

イ 運営支援：会議に必要な資料の作成、会議の運営に関する支援、議事概要の作成など。

③ まちなか魅力向上委員会支援

まちなか魅力向上委員会では、委員及び地域活性化起業人が主体となって取組内容の検討を行う。本業務では、委員及び地域活性化起業人などと連携を図り、まちなか魅力向上委員会会議に参加（web参加を想定）し、助言や記録作成の支援、アクションプログラムの検討するための資料作成支援を行う。記録作成の方法については発注者様と受注者との協議によるものとする。開催は年4回程度を想定している。

(4) 打合せ協議

業務遂行に必要な打合せ協議を適時行う。

(5) 報告書作成

業務報告書として、上記事項を取りまとめ、業務報告書を作成する。

(成果品)

第19条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

【別表：成果品一覧】

No.	成果品	数量	単位
1	業務報告書	2	部
2	玉名市まちなか未来アクションプログラム（仮称）	1	部
3	上記電子データ	1	式

(納品場所)

第20条 成果品納入場所は、玉名市建設部都市整備課とする。

(その他)

第21条 本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、プロポーザルにおける受託者の企画提案書及び委託者と受託者の協議により決定し実施する。

様式 6 業務実績調書_R07 玉名市官民連携まちなか再生推進支援第 2 期業務委託_公募型プロポーザル
 【図①】 まちなか未来図

1. 詳細版



2. 概要版



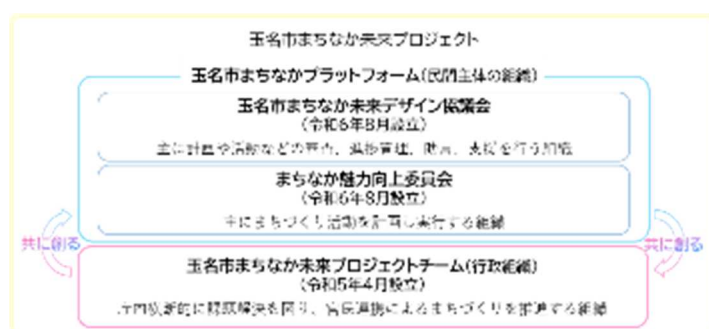
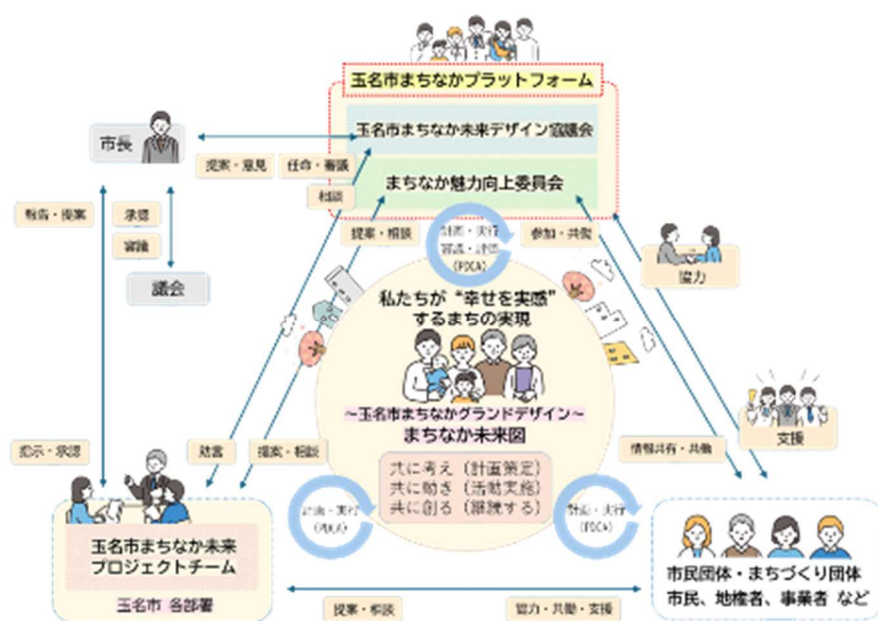
※まちなか未来図は玉名市ホームページよりご確認ください。

玉名市ホームページ URL: <https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/133/31976.html>

玉名市ホームページ QR コード：



【図②】 まちなかプロジェクト組織体系図



【図③】 位置図



まちなかエリア

【図④】 まちなかプロジェクトの本年度のスケジュール案

